

入札説明書

この入札説明書は、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）が発注する契約に関し、入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したもので、入札公告を補完するものである。

記

1 入札に付する事項等

件名	公用車の購入
履行（納入）場所	奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター（以下、「医療センター」という。）
履行（納入）期限	令和8年9月30日
業務内容	公用車の調達
入札保証金	免除
契約保証金	落札者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書き各号に該当する者（保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と企業団が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）であるときは、免除します。なお、条文中「知事」とあるのは、「企業長」と、「県」とあるのは、「南和広域医療企業団」と読み替えるものとします。
設計金額（予定価格）	公表していません。
最低制限価格	－
前払金の請求	－

2 入札に参加するものに必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと
(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
(3) 公示日時点で、奈良県の「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「 K1：自動車 」で登録している者であること。又は、南和広域医療企業団を構成する各市町村のいずれかにおいて、業種「自動車」で事業者登録している者であること。
(4) 過去5年以内に官公庁等に対して、同等品の納入実績があること。

(次頁に続く)

3 入札参加資格の確認等

この入札に参加しようとする者は、(事後審査型) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、入札の参加資格について確認を受けなければならない。

入札参加申請受付期間	令和8年3月19日午前9時から令和8年4月2日午後5時
提出方法	持参による。
提出先	南和広域医療企業団事務局施設用度課 〒638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1南奈良総合医療センター2階
仕様書の閲覧	入札公告と共に掲出している。

※入札参加申請時、資格確認審査資料の提出を確認した後に、受付印を押印した申請書の写しを返却する。入開札日に必ず持参すること。

※入札参加資格の確認により入札参加資格を認められなかった者には、(事後審査型) 条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を郵送する。

※入札参加資格が認められた者への通知の発送は行わない。

※入札参加資格確認後、入札参加資格条件を欠く事実が発生した場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

4 現場確認

現場確認を希望する場合は電話で受付すること。

※現場確認は希望者のみとし、入札の参加資格に影響しない。

※仕様書に関する質疑は、現場確認時には受け付けないものとする。

5 質疑及び回答

仕様書に関する質疑は、電子メールによるものとし、質疑書の提出がない場合は質疑がないものとして取り扱う。

質疑期日	令和8年4月2日 午前10時から 午前11時まで
あて先	南和広域医療企業団事務局施設用度課
送信先	電子メールによる。電子メールアドレス：kanzai@nanwairyou.jp
質疑回答	令和8年4月6日 午後5時まで
回答方法	入札参加資格者全員に電子メールで回答

※質疑期日を過ぎて届いた質疑書は受け付けない。

※必ず質疑回答送信先電子メールアドレス及び担当者名を明記すること。

※仕様書に関する質疑のみ受け付ける。

※質疑が1件に達しなかった場合、回答の電子メール送信は行わない。

※入札参加資格が認められなかった者の提出した質疑の回答は行わない。

6 入開札年月日及び場所

日 時	令和8年4月13日 午前11時
-----	-----------------

場 所	南奈良総合医療センター1階中会議室
入札の方法	投函方式 ※郵送による入札は認めない。

※入札参加者又はその代理人は、受付印を押印した申請書の写し、印鑑及び名刺を持参すること。
持参しない場合は、入札に参加できないことがあるため留意すること。

※入札開始時刻は、入札執行者の判断により場合によっては遅らせることもあり得る。

※入札の開会を宣言した後は、その時会場に入室（出席）していない者は、いかなる理由があっても入札に参加することはできない。

※入札に参加できないときは、入札開始前までに申し出ること。

※代理人による入札の場合は、入札前に委任状を提出すること。

※郵便入札の場合は、入札公告と共に掲出している「郵便入札執行フロー」を参照すること。

7 入札単位及び契約の種別等

入札単位	仕様書に記載の公用車1台分の総額の契約希望金額 (消費税及び地方消費税を除いた額)
契約の種別	物品購入契約
その他特記事項	落札価格は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額である。

8 入札者心得

- (1) 入札者（その他代理人を含む。以下同じ）は、入札時間を厳守しなければならない。
- (2) 入札室においては、静粛にしなければならない。
- (3) 入札者以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- (4) 入札者が入札しようとする場合は、開札事務従事者に受付印を押印した申請書の写しを提示すること。
- (5) いったん提出した入札書の引換え、変更又は取消は認めない。
- (6) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

9 入札の無効又は失格次の各号に該当する入札は無効又は失格とする。

- (1) 入札書に記名押印を欠く入札
- (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により、必要な事項を確認できない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正した入札又は判読し難いと認められる入札
- (4) 同一入札者がなした2以上の入札
- (5) 錯誤による入札
- (6) 競争に参加する資格を有しない者のなした入札
- (7) 委任状を提出しない代理人のなした入札又は代理人の押印のない入札
- (8) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため談合をしたと認められる者による入札
- (9) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてなした入札又は2以上の入札参加者の代理をなした者の入札
- (10) 入札参加者又はその代理人の記名、金額、入札件名、年月日、宛名の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札

(1 1) 開札事務従事者の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者の入札

(1 2) 指定する入札書以外を使用した入札

1 0 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書及び契約内容を十分検討のうえ入札をしなければならない。

(2) 入札書は、指定の入札書により作成して提出しなければならない。

(3) 入札書には、入札参加者又はその代理人が記名押印し、金額、入札件名、年月日、宛名を記入しなければならない。

(4) 一度提出した入札書は、開札の前後を問わず、これを引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(6) 入札参加者は、入札にあたって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独立して入札価格を定めなければならない。

(7) 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(8) 入札参加者又はその代理人が談合し、又は不穏の言動をする等、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1 1 落札者（事後審査型の場合は落札候補者）の決定

(1) 入札参加者のうち、入札が予定価格を超えない者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その価格によっては、その者により当該契約に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次に最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。

(3) 開札した場合において、各人の入札のうち、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は原則として1回を限度とする。

(4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、**随意契約に移行する場合がある。**

(5) 事後審査型の場合は、落札候補者と認められた者について、申請書に係る審査書類の提出を求め、落札者としての審査を受けなければならない。

(6) 落札者は、当該入札における各物品の見積明細書を速やかに提出すること。

1 2 契約の不締結

落札の決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本企業団が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1.3. 契約の解除

契約の締結後、契約者について上記1.3の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記1.4の（1）、（3）、（4）及び（5）中、「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1.4. その他

- (1) 本入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及びその関係法令等に基づくものとする。
- (2) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はしない。

1.5. 問い合わせ先

〒638-8551

奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター2階

南和広域医療企業団事務局施設用度課 林

電話 0747-54-5000

FAX 0747-54-5020